

(法第10条第1項第7号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年5月31日まで

特定非営利活動法人 Wombiz Link

1 事業実施の方針

設立初年度については、本法人の活動目的と意義を広く市民に伝え、起業を通じて女性の活躍を推進するための基盤づくりに注力する。広報体制の整備、法人のブランディング策定、会員の交流機会の創出を初年度の重点施策とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
③女性起業家 同士のネット ワーク構築及び共創 促進事業	・女性起業家および起業に興味関心のある女性による異業種交流会を開催する。	(A) 令和8年 11, 2月 (B)オンライン (C)2人	(D) ・女性起業家 ・起業に関心 のある女性 (E)各回15人	0
④女性起業家 及び支援人 材の育成事 業	・令和8年度に福島県女性起業家活躍支援事業で実施予定の起業アテンダント養成研修を修了した方から登録申請をしてもらい認定する。 ・過去年に起業アテンダント養成研修を修了した方に登録申請をしてもらい認定する。	(A)随時 (B)主たる事務所 (C)1人	(D)起業アテン ダント養成 研修修了 者 (E) R8 5名 過去年修了者 25名	10

(2) その他の事業

実施予定なし

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別業として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

(法第10条第1項第7号関係「翌事業年度の事業計画書」)

令和9年度の事業計画書

令和9年6月1日から令和10年5月31日まで

特定非営利活動法人 Wombiz Link

1 事業実施の方針

広報体制と法人ブランディングの強化、会員の交流機会の創出を初年度と同様に重点施策として、女性の創業支援について創業支援機関と連携しながら実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
②女性の起業 及び事業活動に関する 相談支援事業	・オンラインでメンター役の先輩 女性起業家が自身の起業体 験談や専門的知識を提供し、 起業に対する不安や疑問を 解消する。	(A)随時 (B)オンライン (C)5人	(D) ・女性起業家 ・起業に関心 のある女性 (E)110回	880
③女性起業家 同士のネット ワーク構築及び共創 促進事業	・女性起業家および起業に興 味関心のある女性による異 業種交流会を開催する。	(A) 令和9年8月、 11月 令和10年2月 (B)オンライン (C)1人	(D) ・女性起業家 ・起業に関心 のある女性 (E)各回15人	0
④女性起業家 及び支援人 材の育成事業	・起業アテンダント養成研修を 修了した方に登録申請をし てもらい認定する。	(A)随時 (B)主たる事務所 (C)1人	(D)起業アテン ダント養成 研修修了 者 (E)5人	40

(2) その他の事業
実施予定なし

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。